

茨城県金属くず取扱業に関する条例が変わります。

茨城県の全ての**金属くず商・行商**の方は

**茨城県特定金属類取扱業に関する条例
の新規許可申請が必要**

となります！

新規許可申請を行わない場合

令和7年10月1日以降、営業資格がなくなります。

新規許可申請は新条例の施行日（令和7年4月1日）
から新条例経過措置期間終了日（令和7年9月30日）
までに行う必要があります。

改

正



お問い合わせ先

○茨城県警察本部生活安全総務課

☎029-301-0110（代表）

○県内各警察署生活安全課（係）